

# 令和7年度農業水利施設ストックマネジメント調査事業 犬居揚水機場地区農業用水水源転換調査検討業務

## 特別仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条 (適用範囲)

- 1 本仕様書は、「令和7年度農業水利施設ストックマネジメント調査事業犬居揚水機場地区農業用水水源転換調査検討業務」に適用する。
- 2 本業務は、関係法令、諸規定及び「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（令和7年4月1日制定）及び静岡県建設部監修「農林土木業務委託共通仕様書」（令和6年1月24日建工第68号）」によるほか、本仕様書による。
- 3 本業務の実施に関して、前項の規定に記載のない事項及び疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議を行い対処する。

### 第2章 調査検討

#### 第1条 (目的)

本業務は、浜松市天竜区春野町堀之内地内にある犬居揚水機場管内の農地に試験井を削孔し、地下水への水源転換を実施するための基礎資料を作成することを目的とする。

#### 第2条 (場所)

浜松市天竜区春野町堀之内 地内（別紙位置図参照）

#### 第3条 (主任技術者)

主任技術者は、共通仕様書第104条第2項の定めによるほか、下記の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を配置するものとする。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士 (総合技術監理部門)	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
技 術 士	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
R C C M	土質及び基礎	土質及び基礎
	地質	地質

#### 第4条(管理技術者)

管理技術者は、共通仕様書第1102条第2項の定めによるほか、下記の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を配置するものとする。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士 (総合技術監理部門)	農業	農業土木または 農業農村工学
技 術 士	農業	農業土木または 農業農村工学
R C C M	農業土木	農業土木

#### 第5条 (業務の内容)

業務の内容は次のとおりである。

##### 1 設計業務

###### (1) 計画用水量協議資料作成 (現地踏査・資料収集検討含む)

本業務で実施した揚水試験の結果や地下水位の測定値を参考に、計画区域の水利用実態や地元の意向などを踏まえつつ、水源毎に農業用水をはじめ地域用水全体の必要水量を把握・検証し、今後の発注者と地元関係者との協議によって決定する計画用水量の参考資料とするため、ポンプの規格・揚水量を提案する。

##### 2 ボーリング調査

###### (1) 機械ボーリング

観測井を設置するための掘削を行うとともに、地層の分布を確認する。ノンコアボーリングを行った後に、電気検層測定を行い、ストレーナ加工した保孔管を挿入し、観測井として仕上げを行う。原則として、削孔は地質調査基準に基づき基盤岩を確認することとし、削孔の終了については、調査状況に応じ監督員と協議すること。

削孔を終了する。

###### (2) 電気検層測定

調査孔を利用して電気検層測定を実施する。測定器の受信部にて電位差を観測し、電位差及び印加電流の大きさと電極間の関係式を用いて比抵抗を計算し、帯水層としての地層を評価する。試験は調査孔1孔につき1回とする。

###### (3) 保孔管設置

孔内試験を想定して内径50mmのVP管とする。保孔管のストレーナ加工は直径5～10mm程度の丸穴を開口率10%以上となるように又は横スリットストレーナ加工管を設置することを標準とする。また、地表部付近と先端部にはストレーナ加工を行わないものとする。

#### (4) 簡易揚水試験

調査孔を利用して取水可能量を把握するために実施する。観測井の水位を水中ポンプなどにより一定時間ごとに段階的に低下させ、水頭変化などを測定する。孔内の地下水位高さによっては、くみ上げが困難な場合があるため、ボーリング作業時や検層試験の結果を基に保孔管の口径を変更する必要がある場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

#### (5) 水位計観測

試験孔を利用し、1月1回程度水位の観測を行い、安定的に取水可能となる取水位置を検討する資料とする。観測時期は乾季と雨季の両方について行うものとする。

観測箇所	観測回数	1回/月×5ヶ月
No.1	5	〃
No.2	5	〃
計	10	

#### (6) 水質分析

採水は十分揚水した後に行い、「農業用水の要望水質（水稻）（昭和45年（1970）農林水産省郊外研究会）」に基づき、水質検査機関として登録されたものに依頼して分析し、農業用水としての可否を検討する。

#### (7) 解析業務

##### ① 既存資料の収集・整理

既往の設計及び調査関連の報告書ほか、周辺の既設井戸の諸元、公共機関が保有する関連資料などについて収集・整理し、調査地における地下水の諸情報を得る。

##### ② 資料整理とりまとめ

収集した資料より、井戸分布図、地下水位の変動状況を整理した資料を作成する。

##### ③ 断面図等の作成

収集した既存資料に基づき、調査地の水理地質構造を把握するための地質断面図を作成する。

##### ④ 総合解析取りまとめ

収集した既存資料及び観測資料に基づき、試験井の箇所を取水源として井戸を新設し、本地区の農業用水の水源転換が実施可能か総合的に解析・取りまとめを行う。

### 第3章 共通事項

#### 第1条 （一般・留意事項）

本業務の一般的な留意事項は、次のとおりである。

- (1) 現地に入る際は、自治会長及び地権者の許可を得てから立ち入るようにすること。
- (2) 立木その他の伐採は管理者及び地元の了解を得たうえで必要最小限とすること。
- (3) 機械ボーリング作業にて発生する泥水については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行うこと。

## 第2条（成果品）

成果品については、次のとおりである。

- 1 成果品の取りまとめについては、事前に発注者側と十分打ち合わせをするものとする。
- 2 成果品の部数は、下記のとおりとする。

（1）報告書（A4縦長）	1部
（2）電子データCD	2枚
（3）図面	1式
（4）その他、調査に当たって収集作成した資料	1式

## 第3条（契約変更）

契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- （1）作業項目及び数量に変更が生じた場合。
- （2）成果品提出部数に変更が生じた場合。
- （3）その他必要と認められる場合。

## 第4条（貸与資料）

本業で貸し与える資料は、次のとおりである。

- 1 浜松市が管理する「犬居揚水機場」施設台帳
- 2 その他必要と認められるもの

## 第5条（疑義）

本業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に基づき作業を進めること。なお、指示を受けずに作業を進めた場合は、再度、作業を指示することがあるため、手戻りが生じないように十分留意すること。